

広島県告示第五百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地 の	廃止年月日
因の島ガス株式 会社	尾道市因島田熊町五 〇三七	因の島ガス居宅 サービス福祉用 具貸与事業所	尾道市因島中庄町西 浦二〇一〇番地	平成二十二年三月 三十一日
因の島ガス株式 会社	尾道市因島田熊町五 〇三七	因の島ガス特定 福祉用具販売事 業所	尾道市因島中庄町西 浦二〇一〇番地	平成二十二年三月 三十一日